

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月31日

【事業年度】 第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社プラコー

【英訳名】 PLACO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秦 範男

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部長 前島 均

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部長 前島 均

【縦覧に供する場所】 株式会社プラコー大阪支店
(大阪府吹田市江坂町二丁目14番20号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月30日に提出しました第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書の添付資料のうち、定款の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

訂正前	訂正後
(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
(監査役 の 責任限定) 第 34 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、監査役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	(監査役 の 責任免除) 第 34 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。